［削る］

４　第一項第一号ヘに掲げる追記情報は、会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象その他の事項であって、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項についてそれぞれ区分して記載するものとする。

５　第一項第一号トに掲げる理事長及び監事の責任は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　理事長の責任　次に掲げる事項

イ　財務諸表等を作成する責任があること。

ロ　財務諸表等に重要な虚偽の表示がないように内部統制を整備及び運用する責任があること。

ハ　継続法人の前提に関する評価を行い必要な開示を行う責任があること。

二　監事の責任　財務報告に係る過程を監視する責任があること。

６　第一項第一号チに掲げる監査を実施した会計監査人の責任は、次に掲げる事項について記載するものとする。

一　監査を実施した会計監査人の責任は独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにあること。

二　一般に公正妥当と認められる監査の基準は監査を実施した会計監査人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めていること。

三　監査は財務諸表項目に関する監査証拠を得るための手続を含むこと。

四　監査は理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体として財務諸表等の表示を検討していること。

五　監査手続の選択及び適用は監査を実施した会計監査人の判断によること。

六　財務諸表等監査の目的は、内部統制の有効性について意見を表明するためのものではないこと。

七　継続法人の前提に関する理事長の評価について検討すること。

八　監事と適切な連携を図ること。

［削る］

６　第一項第一号ホに掲げる意見は、次の各号に掲げる意見の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　無限定適正意見　監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨

二　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった決算報告書が、除外事項を除き、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認められる旨並びに除外事項及び当該除外事項が決算報告書に与えている影響又は実施できなかった重要な監査手続及び当該事実が影響する事項

三　不適正意見　監査の対象となった決算報告書が、予算の区分に従って、決算の状況を正しく示していないものと認められる旨及びその理由

７　第一項第一号ヘに掲げる事項は、第十四条の規定による注記に係る事項及び会計方針の変更、重要な偶発事象、重要な後発事象等で、監査を実施した会計監査人が強調し、又は説明することが適当と判断した事項について区分して記載するものとする。

［新設］

［新設］

８　第一項第二号イに掲げる中間監査の対象は、中間監査の対象となった中間財務諸表の範囲について記載するものとする。